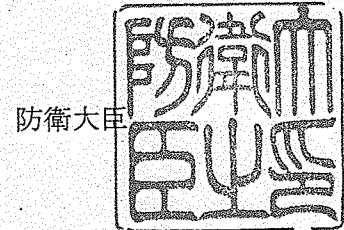




防官文第3524号
平成26年3月18日

行政文書開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 殿



平成26年1月17日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

- 開示する行政文書の名称
国際連合南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に係る物資協力のための物品の管理換について（通達）（中即集団後第786号電（25.12.23））

- 不開示とした部分とその理由
なし

* この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

* 同封の説明事項をお読みください。

下記に記載した開示の実施の方法の中から、希望する方法を選択してください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額（*1）
A4判用紙 5枚 （うちカラー1枚）	①閲覧	用紙100枚までごとに つき100円	100円 （実支払い額 0円）
	②複写機により用紙に複写したものの交付（白黒）	用紙1枚につき10円	50円 （実支払い額 0円）
	③複写機により用紙に複写したものの交付（カラー）	用紙1枚につき10円 及びカラーについては 用紙1枚につき20円	60円 （実支払い額 0円）
	④スキャナーにより電子化し、CD-Rに複写したものの交付（PDFファイル（*2））	CD-R1枚につき100円 に、用紙1枚ごとに 10円を加えた額	150円 （実支払い額 0円）

* 1 実際にお支払いいただく手数料については、上記基本額が300円までの場合は無料に、300円を超える場合は上記基本額から300円を差し引いた額となります。(ただし、1開示請求につき300円を限度とします。)詳しくは、同封の「2 開示実施手数料の算定について」をお読みください。

* 2 PDFファイルとして開示の実施を希望される場合、電子機器の性能により、文書の一部が鮮明に表示されない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

(2) 事務所における閲覧を実施することができる日時、場所

日時：平成26年4月1日(火)～平成26年5月1日(木)09:30～17:00

(12:00～13:00及び土、日、祝日を除く。)

場所：防衛省大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室 新宿区市谷本村町5-1

(3) 複写したものの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する切手代(見込額)

準備日数：行政文書の開示の実施方法等申出書を受領した日からおおむね7日までに
発送予定

送付に要する切手代(見込額)：開示の実施の方法 ②③ 120円、④ 140円

* 開示請求受付日：平成26年1月17日

補正期間：なし

開示決定日：平成26年3月18日

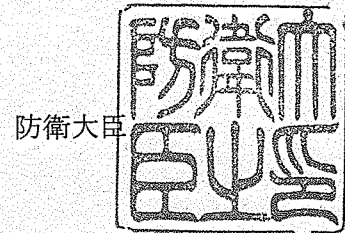
請求受付番号:2014.1.17-本本B919



防官文第3525号
平成26年3月18日

行政文書開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 殿



平成26年1月17日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

- 開示する行政文書の名称
国際連合南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に係る物資協力のための物品の管理換について（通達）（中即集団後第786号電（25.12.23））

- 不開示とした部分とその理由
なし

* この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

* 同封の説明事項をお読みください。

下記に記載した開示の実施の方法の中から、希望する方法を選択してください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額（*1）
A4判用紙 5枚 （うちカラー1枚）	①閲覧	用紙100枚までごとに つき100円	100円 （実支払い額 0円）
	②複写機により用紙に複写したものの交付（白黒）	用紙1枚につき10円	50円 （実支払い額 0円）
	③複写機により用紙に複写したものの交付（カラー）	用紙1枚につき10円 及びカラーについては 用紙1枚につき20円	60円 （実支払い額 0円）
	④スキャナーにより電子化し、CD-Rに複写したものの交付（PDFファイル（*2））	CD-R1枚につき100円 に、用紙1枚ごとに 10円を加えた額	150円 （実支払い額 0円）

* 1 実際にお支払いいただく手数料については、上記基本額が300円までの場合は無料に、300円を超える場合は上記基本額から300円を差し引いた額となります。(ただし、1開示請求につき300円を限度とします。)詳しくは、同封の「2 開示実施手数料の算定について」をお読みください。

* 2 PDFファイルとして開示の実施を希望される場合、電子機器の性能により、文書の一部が鮮明に表示されない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

(2) 事務所における閲覧を実施することができる日時、場所

日時：平成26年4月1日(火)～平成26年5月1日(木)09:30～17:00

(12:00～13:00及び土、日、祝日を除く。)

場所：防衛省大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室 新宿区市谷本村町5-1

(3) 複写したものの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する切手代(見込額)

準備日数：行政文書の開示の実施方法等申出書を受領した日からおおむね7日までに
発送予定

送付に要する切手代(見込額)：開示の実施の方法 ②③ 120円、④ 140円

* 開示請求受付日：平成26年1月17日

補正期間：なし

開示決定日：平成26年3月18日

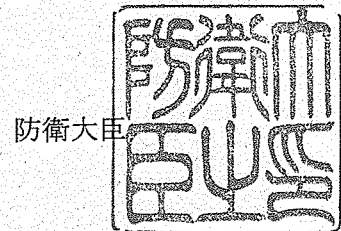
請求受付番号:2014.1.17-本本B923



防官文第3526号
平成26年3月18日

行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 殿



防衛大臣

平成26年1月17日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

開示請求された「2013年12月22日に、国際連合から要請があった、我が国施設部隊がUNMISSの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に係る一切の情報」に係る行政文書

2 不開示とした理由

国際連合からの弾薬提供の要請に係る文書については、UNMISS司令部内の文書であり、UNMISSの部隊運用に関する内容であることから、公にすることにより、国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、法第5条第3号に該当し不開示とします。

* この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

* 開示請求受付日 平成26年1月17日
補正期間 なし
開示決定日 平成26年3月18日

請求受付番号：2014.1.17-本本B917

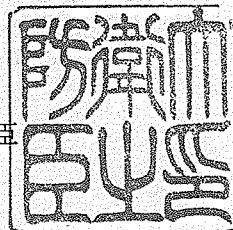


防官文第3527号
平成26年3月18日

行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 殿

防衛大臣



平成26年1月17日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

開示請求された「2013年12月22日に、国際連合から要請があった、我が国施設部隊がUNMISSの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に関し、検討した議事録」に係る行政文書

2 不開示とした理由

当該請求に係る行政文書について存否を確認した結果、当該行政文書を保有していなかったことから、文書不存在のため不開示とします。

* この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

* 開示請求受付日 平成26年1月17日
補正期間 なし
開示決定日 平成26年3月18日

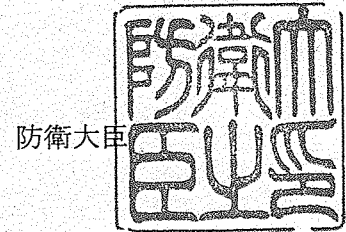
請求受付番号：2014.1.17-本本B918



防官文第3528号
平成26年3月18日

行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 殿



平成26年1月17日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

開示請求された「2013年12月22日に、国際連合から要請があった、我が国施設部隊がUNMISSの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に関し、国際連合からの謝意に係る一切の情報」に係る行政文書

2 不開示とした理由

当該請求に係る行政文書について存否を確認した結果、当該行政文書を保有していなかったことから、文書不存在のため不開示とします。

* この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

* 開示請求受付日 平成26年1月17日
補正期間 なし
開示決定日 平成26年3月18日

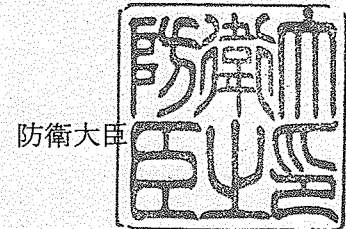
請求受付番号：2014.1.17-本本B920



防官文第3529号
平成26年3月18日

行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 殿



平成26年1月17日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

開示請求された「2013年12月22日に、韓国政府から要請があった、我が国施設部隊がUNMISSの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に係る一切の情報」に係る行政文書

2 不開示とした理由

当該請求に係る行政文書について存否を確認した結果、当該行政文書を保有していなかったことから、文書不存在のため不開示とします。

* この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

* 開示請求受付日 平成26年1月17日
補正期間 なし
開示決定日 平成26年3月18日

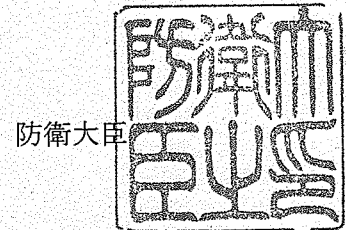
請求受付番号：2014.1.17-本本B921



防官文第3530号
平成26年3月18日

行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 殿



平成26年1月17日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

開示請求された「2013年12月22日に、韓国政府から要請があった、我が国施設部隊がUNMISの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に関し、検討した議事録」に係る行政文書

2 不開示とした理由

当該請求に係る行政文書について存否を確認した結果、当該行政文書を保有していなかったことから、文書不存在のため不開示とします。

* この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

* 開示請求受付日 平成26年1月17日
補正期間 なし
開示決定日 平成26年3月18日

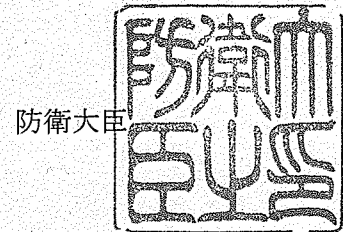
請求受付番号：2014.1.17-本本B922



防官文第3531号
平成26年3月18日

行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 殿



平成26年1月17日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

開示請求された「2013年12月22日に、韓国政府から要請があった、我が国施設部隊がUNMISの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に関し、韓国政府からの謝意に係る一切の情報」に係る行政文書

2 不開示とした理由

当該請求に係る行政文書について存否を確認した結果、当該行政文書を保有していなかったことから、文書不存在のため不開示とします。

* この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

* 開示請求受付日 平成26年1月17日
補正期間 なし
開示決定日 平成26年3月18日

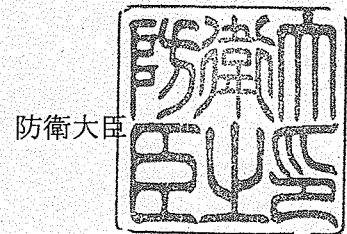
請求受付番号：2014.1.17-本本B924



防官文第3532号
平成26年3月18日

行政文書不開示決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 殿



平成26年1月17日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1 不開示決定した行政文書の名称

開示請求された「2013年12月22日に、韓国政府から要請があった、我が国施設部隊がUNMISの活動に際して持ち込んだ小銃弾のうち約1万発の提供に関する要請に関し、韓国隊隊長からの謝意に係る一切の情報」に係る行政文書

2 不開示とした理由

当該請求に係る行政文書について存否を確認した結果、当該行政文書を保有していなかったことから、文書不存在のため不開示とします。

* この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、防衛大臣に対して異議申立てをすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

* 開示請求受付日 平成26年1月17日
補正期間 なし
開示決定日 平成26年3月18日

請求受付番号：2014.1.17-本本B925